

お申込みに際しまして、本約款をご熟読ください。

ワールドアベニュー テイガク留学サービス 約款

株式会社ワールドアベニューとお申し込み者との間で締結するテイガク留学に関する契約はこの約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については法令、又は一般に確立された慣習によるものと致します。当社が法律に反しない範囲で書面をもってお申し込み者との間で個別の特約を結んだ場合は前項の規定に関らずその特約がこの約款に優先します。尚、この約款により提供されるテイガク留学サービスは旅行業法第2条規定の「旅行業」には該当しないサービスを対象としており、旅行業法に基づく営業保証金または弁済業務保証金の対象とはなりません。テイガク留学は、株式会社ワールドアベニューが企画する、語学学校および一定期間のホームステイ滞在料金、留学準備サポートをパッケージ化した留学商品を意味します。テイガク留学以外の留学サービスについては別途定める海外留学サービス約款にて定めることとします。

観光ビザ対象となるテイガク留学を〔以下 A〕、ワーキングホリデービザ対象となるテイガク留学を〔以下 B〕、学生ビザ対象のテイガク留学を〔以下 C〕、と称します。

■ 第1条 (契約の成立)

- 本約款におけるお申し込み者によるテイガク留学サービスの契約申し込みは、お申し込み者が株式会社ワールドアベニュー (以下「当社」といいます) に対して本約款に基づき作成された所定の「テイガク留学サービス契約書」を提出し、「テイガク留学申込代金」を当社が受理した時点で契約の成立とします。

■ 第2条 (申し込み条件)

- 申し込みに関して下記に定める事項の一つあるいは複数認められる場合、申し込みをお断りする場合がございます。
 - 1) テイガク留学の申し込みにあたり、親権者などの法定代理人の同意が必要な場合で、その同意がないとき
 - 2) 希望の就学先や滞在先などの定員制限や手続き期間に余裕がない等、客観的にプログラムに参加できる可能性のないことが明らかとなるとき
 - 3) 過去の既往症又は現在の心身の健康状態が留学に際し不適切であると当社が判断したとき
 - 4) 海外の状況、その他の事情により当社がお申し込み者の安全を確保できない又は留学サービスの提供に際し障害があると判断したとき
 - 5) プログラム毎に、主催教育機関、または当社が規定するプログラム同意書、各種規約に同意いただけないとき
 - 6) お申し込み者が他のお申し込み者、又は留学プログラムを運営する教育機関などに対し、不利益を与えると当社が判断したとき
 - 7) お申し込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき
- お申し込み者本人がより快適にかつ安心して留学生活を送るため、海外での病気・傷害に備え、海外留学保険には必ずご加入ください。

■ 第3条 (テイガク留学サービスの範囲)

- テイガク留学サービスは、お申し込み者の希望する海外教育機関や海外留学プログラムへの入学手続き並びに渡航までのオリエンテーションや情報提供、以下に明記された諸手続きの代行を行います。
海外教育機関にて提供される研修内容やサービス (海外留学プログラム) は、各機関が独自に企画、運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供を行うものではありません。
- テイガク留学では、原則としてお申し込み時にご指定頂いた時期にご渡航いただきます。また、テイガク留学サービスの有効期限はご渡航されるまで、またはお申し込みからご出発までの最長1年間のどちらか短い期間となります。

テイガク留学サービスに含まれるサービスは、次の通りです。

1) 各種手続きの代行

- ① 各海外教育機関の提供するプログラムの入学手続き
- ② 滞在先手続き

当社は、お申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ・シェアアコモデーションといった滞在先の申し込み手続きを代行いたします。ただし、お申し込み者の希望により滞在先手配を希望しない、もしくは希望留学先が寮などの滞在先施設を持たない場合や、申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、滞在先手配の代行はいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ・シェアアコモデーション以外の滞在先手配の代行はいたしません。希望滞在先によっては、お申し込み者の出発日以前に寮またはシェアアコモデーション等の滞在先番号など、一部詳細がわからない場合があります。

当サービスは、滞在先に関するお申し込み者のすべての要望を満たすことを確約・保証するものではありません。希望滞在先の定員制限や手続き期間に余裕がない、またご出発日が入寮時期と合わないなど、さまざまな事由により、ご希望の滞在先を手配できない場合がございます。当社の責によらない事由でお申し込み者が希望する滞在先を確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

③ 渡航手配手続き

希望者には、日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める旅行業約款の手配旅行契約、手配旅行条件書ならびに当社の航空券手配に関する取消料及び変更料等に準じます (旅行取扱：株式会社ワールドアベニュー 東京都知事登録旅行業第 3-6137 号)。なお、航空券代金は別途料金となります。

④ 留学代金の海外送金

当社は、希望留学先等への留学代金の海外送金を代行します。お申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。

⑤ 海外留学保険加入手続き代行

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。留学期間中の疾病や怪我の治療に必要な費用を保障するため、海外留学保険に必ずご加入ください。なお、海外留学保険代金は別途料金となります。

⑥ 査証取得のお手伝い

留学にあたり査証が必要となる場合、希望者には当社が申請書類作成のお手伝いをいたします。但し、当サービスは査証取得を確約・保証するものではありません。なおビザ申請に伴う実費は別途料金となります。

2) 留学に関する資料配布と複数の担当スタッフによるアドバイス

当社では、契約日よりご利用可能なお申し込み者専用の SNS アカウントを設けており、ご登録いただくことにより随時留学に関するご質問が可能です。複数の担当スタッフがご質問にお答えしアドバイスを提供いたします。また、海外送金方法、クレジットカード・国際キャッシュカード申込方法、渡航前の準備、留学生の心構え、海外生活に関する注意事項などを紹介した資料の配布、メール配信などを行います。留学に関する各種最新情報の優先的提供を受けることができるほか、留学経験者及び当社海外留学サービスご契約の方限定の懇親会に参加できます。

■ 第4条 (研修成果の不担保)

- 全てのテイガク留学サービスに関する当社の役務は、留学準備に必要なガイダンス、留学先教育機関への入学及び教育機関が主催するプログラムへの参加手続及び海外への渡航をサポートすることを目的としており、語学力の成果、学力の向上、進学・進路や資格取得、インターンシップ先の確保、ホームステイ・ホストファミリーなどに対する心理的満足等を確約・保証するものではありません。

■ 第5条 (テイガク留学の費用)

- 1) 第3条に定める当社のテイガク留学サービス、お申し込み者が希望する海外の教育機関が提供する留学プログラム及び希望する期間の海外滞在先手配を、テイガク留学で定めた為替レートにて日本円で計算した料金をテイガク留学プログラム費用としてご請求いたします。
- 2) テイガク留学申込代金は、一律 30,000 円 (別途消費税) とし、所定の「海外留学サービス契約書」を当社が受理した当日から起算して 7 日以内にお支払い下さい。7 日以内に着金が確認できない場合は契約を取消とさせていただきます。
- 3) テイガク留学申込代金は全額、テイガク留学で提供するテイガク留学プログラム費用に充当いたします。
- 4) テイガク留学申込代金またはテイガク留学プログラム費用のお支払いにかかる銀行手数料等はお申し込み者のご負担となります。
- 5) 申込みが、下記の当社が定める出発までに必要な手続き期間を切って申込みを頂く場合につきましては、緊急手配料として別途下記追加料金が必要となります。
＜プログラム A：出発希望日前日から起算して、さかのぼって 40 日目にあたる日より以後のお申し込み 10,000 円 (別途消費税)、プログラム B/C：出発希望日前日から起算して、さかのぼって 90 日目にあたる日より以後のお申し込み 20,000 円 (別途消費税) ＞
- 6) テイガク留学申込代金を除くテイガク留学プログラム費用の残額は、当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込み、または所定の方法でお支払い下さい。受け入れ先教育機関の支払期日や制度上必要な場合を除き、出発予定日の 90 日より前にお支払いいただくことはございません。
- 7) お支払い期日までにテイガク留学プログラム費用全額の支払いが行われない場合は、ご解約のお手続きとさせていただきます。可能性がございます。
- 8) ご契約時から為替レートが変動した際の差益、差損は原則として当社に帰属するものとし、その清算は行いません。
- 9) 前項の規定に関わらず、為替レートがご契約時に比べて大幅に変動または、その他の事情により従前の費用のままではプログラムを続行する事が困難であると認められる場合、費用の再計算、または差額の追徴を行うことがあります。

■ 第6条 (契約後の変更と変更手数料)

○ テイガク留学プログラムの内容・入学予定日の変更

ご契約内容の変更は、出発日前日から起算してさかのぼって90日目までにお申し出いただき、海外受け入れ先機関が変更可能と判断した場合にお申し込み者のご希望に応じます。なお、テイガク留学プログラム費用全額のお支払い後は留学プログラム内容・入学日の変更は受け付けられません。

- 1) テイガク留学プログラムの内容・入学日の変更に伴う変更手数料金として、20,000円(消費税別)を当社が定める期日までに当社指定の口座にお支払いください。なお、銀行振込手数料等はお申し込み者のご負担となります。
- 2) お申し込み者の都合による入学日の変更可能な範囲は、テイガク留学サービスのお申し込みが成立した日から原則1年以内とし、契約日から最長1年以内といたします。
- 3) お申し込み者が変更希望の海外留学プログラムにおいて、費用の増額が伴う場合は差額を別途ご請求させていただきます。
- 4) お申し込み後の海外受け入れ先機関(学校等)の変更は承れません。
- 5) 海外受け入れ先機関の都合又は当社が管理できない事由により渡航の日程・滞在先・その他のプログラム内容が変更となる場合があります。また、各種交通機関のスケジュールの変更・改正・その他の理由により日程等が変更になる場合があります。
- 6) 当社は各国政府、各種団体、各種学校、滞在先等から得られる最新の情報に基づき、プログラムに関する最新の情報が提供できるよう努力いたしますが、これらの留学先等の事情により授業、宿泊内容、費用、その他プログラム内容等が変更となる場合があります。
- 7) 前項によるプログラムの変更に伴い生じた費用の増減(海外の学校や受入れ先機関、滞在先などからの返金・追加請求等)があった場合には費用の清算を行う可能性がございます。
- 8) テイガク留学サービスから通常の海外留学サービス契約へ切替を希望する場合は、テイガク留学サービスをご解約の上、海外留学サービス契約を改めて締結することとします。テイガク留学サービスの解約は、第7条に定める規定を適用します。

■ 第7条 (契約後の取消と返金)

- 1) 申込者はいつでも書面をもってテイガク留学サービスの契約を取消することができます。

契約の取消に伴う取消金額

イ.	契約成立日より起算して8日目に当たる日以前に解除する場合(ハ、二の場合を除く)	取消料金なし
ロ.	契約成立日より起算して9日目に当たる日以降で出発の前日から起算して31日前まで	30,000円(税別)+留学キャンセル実費
ハ.	出発の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日から出発日前日まで	50,000円(税別)+留学キャンセル実費
二.	出発日当日以降	海外受け入れ先機関の返金がある場合のみにおいて、100,000円(税別)+留学キャンセル実費

- 2) 留学キャンセル実費とは、各海外受け入れ先機関が定める返金規定に基づいた取消料金を指します。前項の規定口における返金は、海外受け入れ先機関が所定の取消料金を差し引いて当社へ返金された金額に当社所定銀行のTTBレートで換算し返金いたします。
- 3) 本項に基づく取消に関し、当社においてお申し込み者に対し返還すべき金員がある場合、取消の書面を受理したときから2ヶ月以内にお申し込み者指定の銀行口座に振り込みいたします。但し、海外の各受け入れ機関から当社へ返還される期日が2ヶ月を超える場合は当社へ返還後、1週間以内にお申し込み者指定の銀行口座にお振込みいたします。また、お振込み手数料等、返金にかかる手数料、為替差損、海外送金手数料等、返金にかかる実費はすべてお申し込み者ご負担となります。
- 4) 契約成立日より起算して9日目に当たる日以降にお申し込み者ご負担される取消料は、お申し込み者が当社に支払いを完了している、いないに係らず発生します。当社より未請求またはお申し込み者から未払いの段階での取消の場合、差額をご請求することになります。

■ 第8条 (当社からの解約)

- 1) お申し込み者に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は催告の上、この約款に基づきお申し込み頂いている契約を解除することができるものとします。
 - ① お申し込み者が当社に虚偽の申告または提供した情報に重大な遺漏のあることが判明したとき
 - ② 病気その他の事由によりお申し込み者が海外の渡航に適さないと判断したとき
 - ③ お申し込み者が他のお申し込み者、または留学プログラムを運営する教育機関などに対し、不利益を与える、またはその可能性が極めて高いとき
 - ④ 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
 - ⑤ お申し込み者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付されないとき
 - ⑥ お申し込み者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき
 - ⑦ お申し込み者が定められた期日までに支払をされないとき
 - ⑧ お申し込み者が、本約款または海外受け入れ先機関の定める同意事項に違反したとき
 - ⑨ お申し込み者が、当社または当社スタッフに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき
 - ⑩ お申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき
 - ⑪ お申し込み者がお申し込みから1年が経過しても、お申し込み者の都合によりご出発される目処がたたないとき
- 2) 当社がこの約款に基づき契約を解除した場合の返金は、第8条の返金規定に準じます。また、契約の解除において発生した海外受け入れ先機関等に対するあらゆるキャンセル料や当社に生じた費用及び損失は、お申し込み者が負担するものとします。お申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

■ 第9条 (免責事項)

- 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、お申し込み者が留学できなかった場合及び留学内容の変更や中止、出発日の変更が伴った場合には、一切責任を負いません。
 - ① お申し込み者がパスポートや査証を取得できない場合、又は出国や渡航先の国へ入国を拒否された場合
 - ② 査証取得に時間がかかり出発時期が変更になった場合
 - ③ お申し込み者の主観的事由に基づき留学先、滞在先等の条件にお申し込み者が適合しない場合
 - ④ 留学期間中、規定の出席日数不足・成績不良・規則を守らず、学校や海外の受け入れ先機関から退校処分を受けた場合
 - ⑤ お申し込み者の成績が希望する教育機関の入学許可基準に達しないため入学許可がおりなかった場合
 - ⑥ 留学先・滞在先等、海外の受け入れ先機関の事情により生じた内容や費用、受け入れ条件の変更が生じた場合
 - ⑦ 天災・地変・戦乱・暴動・ストライキ等による不慮の事故又は災難、その他不可抗力による場合
 - ⑧ 官公署の命令・外国の出入国規制・伝染病による隔離またはこれによって何らかの被害が生じた場合
 - ⑨ 海外留学サービスの一環として提供している郵便物・荷物預かりサービスをお客さまが利用された際、当社の故意又は重大な過失に基づかない盗難・紛失・破損事故が生じた場合
 - ⑩ お申し込み者が、本約款または海外受け入れ先機関の定める同意事項に違反したとき
- 当社はお申し込み者自身の特定の行動に対して指示、又は指導を行うものではなく、お申し込み者は個人の責任において行動するものとし、以下の事項に挙げるような場合、当社は責任を負うものではありません。
 - 1) お申し込み者が海外の法令に違反し、刑事事件又はそれに準ずる行為を行ったとき
 - 2) お申し込み者が海外滞在中に海外における危機管理を怠り、安全・健康その他の事への配慮の欠如により問題が生じたとき
 - 3) お申し込み者からの届出なく居住地を変更されたことにより、当社からお申し込み者への連絡がとれず問題が生じたとき
 - 4) 海外留学中の自動運転車等の運転やツアー参加、スポーツ参加等の留学内容に含まれない危険が伴うアクティビティ参加によって怪我や損害が生じたとき
- 当社は海外の受け入れ先機関から開示されている最新の情報や資料に基づき留学プログラムを提供しますが、海外の受け入れ先機関の事情や担当者の責により、受け入れ条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して予告なく変更された場合、当社は責任を負いません。また、渡航後に生じた留学プログラムの変更や中止、自己都合における解約は、希望受け入れ先とお申し込み者での直接契約となるため一切その責を負いません。

■ 第10条 (損害の負担)

- 当社または海外受け入れ先機関に軽過失があったとしても、お申し込み者が当社に支払われた金額を超える部分については、その責任を負いません。
- 当社は、海外留学サービスを提供する為に、海外受け入れ先機関が業務を行うことがございます。その業務に関してお申し込み者が何らかの損害を受けられた場合、当社に故意、又は重大な過失による管理・監督上の責任がある場合を除き、その責任を負いません。
- ホームステイ等、滞在先の選定は各機関の選定基準により適切に行われておりますが、滞在先においてお申し込み者が何らかの損害を受けた場合、宿泊滞在先選定に関し当社に故意、又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負いません。
- お申し込み者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合、お申し込み者は当社に対しその損害を賠償しなくてはなりません。

■ 第 11 条 (契約終了後の取扱い)

本約款第 3 条に規定する海外留学サービスの契約期間が留学手続きの開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続きを開始していても手続き上の進展がなく、ご出発の意思がまったくないまま契約期間を超えた場合は契約の終了となります。

■ 第 12 条 (守秘義務について)

当社が知りえたお申し込み者の情報は、留学手続きに関する諸機関以外にお申し込み者の同意なしに提供しません。ただし、万一の緊急事故対応およびサポートに備えるためにのみ、お申込内容や海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外受け入れ先機関や大使館などの行政機関へ開示することがあります。

■ 第 13 条 (個人情報の取扱いについて)

○ 個人情報保護規程

当社では、個人情報保護方針に基づき、お客様の個人情報の取得、利用、第三者提供、取扱い、管理、訂正、削除、開示等について個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、以下の通り取り扱います。

○ 個人情報の範囲

当社の事業活動やサービス提供の過程で収集した、個人を特定できる情報を範囲と致します。具体的には、当社が事業活動やサービス適用の過程で、書面、電子媒体、ウェブ等を介して収集した、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、生年月日その他の記述により個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものを含みます)を個人情報保護の対象範囲とします。

○ 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は以下の目的で利用させていただきます。お客様の承諾無く、情報の収集、目的外での利用、第三者に個人情報を開示、提供することは、法的に開示が要求される場合を除きありません。

<利用目的>

- ・ 契約の履行
- ・ 当社商品のご案内
- ・ 資料請求・お問い合わせの手続き
- ・ カウンセリング予約の手続き
- ・ 仮申し込みの手続き
- ・ メールマガジンの配信
- ・ 当社のサービス向上を目的とした分析

○ 個人情報の管理について

当社は、お客様からご提供いただいた情報の管理について、以下の徹底をします。

- 1) 情報の正確性の確保：お客様からご提供いただいた情報については、常に正確かつ最新の情報となるよう努めます。
- 2) 安全管理措置：当社は、組織的な個人情報の管理については、社内規定による厳重に取扱方法を規定し、それに基づいた取扱いを徹底いたします。
- 3) 従業員の監督：当社は、当社の規定に基づき、個人情報取扱い規定の厳格な運用を徹底しています。
- 4) 委託先の監督：個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、当社の規定に基づき、要件を満たした委託先のみ委託を行い、適切な管理を行います。

○ 個人情報の提供について

当社が、個人情報の処理を外部へ委託する場合には、漏洩や再提供を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を実施させていただきます。

○ 個人情報の削除について

お預かりした個人情報を含む書類、または学校及びビザ手続き関連書類は、お申し込み者からのお申し出が特にならない場合、お申し込み者のご渡航日より 3 年後に適切な廃棄処理をいたします。

○ 個人情報の訂正・削除・開示

ご登録の個人情報について、訂正・削除・開示の請求があった場合は、迅速に対応いたします。当社が保有する個人情報の取り扱いおよび訂正・削除・開示に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

○ 個人情報管理に関するお問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは下記まで

株式会社ワールドアベニュー 個人情報管理部

東京都千代田区麹町 3-5-2 B U R E X 4 F

連絡先：03-5275-5757 (木曜日や定休日を除く 12:00-20:00)

■ 第 14 条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所といたします。

■ 第 15 条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

■ 第 16 条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

■ 第 17 条 (発行期日)

この約款の内容は 2019 年 2 月 1 日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。